第3章

豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち

施策体系

第1節/自然環境

- 1 自然環境との共生をめざした都市 基盤の整備
- 2 省エネルギーの推進
- 3 自然環境の保全

第3節/循環型社会

- 1 ごみ減量化の推進
- 2 収集システムの確立
- 3 城南衛生管理組合の効率的運営 の促進

第2節/生活環境

- 1 環境にやさしい市民、事業者の育成
- 2 公害防止活動の推進

第4節/景観

- 1 都市景観の向上
- 2 都市の快適性の確保と住環境の 保全
- 3 自然景観・歴史的景観の保全

成果指標 ……

-Walana		
指標	現状値	目標値
調査地点における河川のBOD 環境基準達成率	100 %	100 %
市域における温室効果ガス排出量	284,922t-CO ₂ /年	200,296t-CO2/ 年
不法投棄件数	107 件 /年	50 件 /年
野外の不適正な燃焼行為件数	61 件 /年	20 件 /年
市民1人1日当たりのごみ排出量	616g	598g

BOD (生物化学的酸素要求量):河川の汚染物質(有機物)が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素量を示す指標。値が大きくなるほど、河川の汚濁がひどくなっていることを示す。

第1節

自然環境

しぜんかんきょう

重点取組

「環境マネジメントシステム」の認証取得の支援

事業所における認証取得の支援とともに、研修会や認証取得事業所による交流 会等を実施し、省エネルギーを推進します。

自然環境の保全

男山や寺社林など豊かな自然環境・緑地空間の保全とともに、ホタルが生息できるような自然環境の再生やビオトープの整備を図ります。

現状と課題

現状

科学技術の進歩により、私たちの生活は豊かで快適なものになっています。しかし、その一方で資源やエネルギーを浪費し、汚染物質や廃棄物を排出し続けてきました。その結果、温室効果ガス¹による地球温暖化²、森林の減少、砂漠化、オゾン層³の破壊や環境ホルモン⁴といった地球規模でのさまざまな環境問題を引き起こしています。

男山、木津川、田園地域等の豊かな自然環境に恵まれている本市でも、開発等に伴う緑地の減少や温室効果ガスの増加等が自然環境へ与える影響も懸念されますが、2001 (平成13)年に策定した「八幡市環境基本計画⁵」に基づき「人と自然が共生する環境にやさしいまち」をめざしてさまざまな取組を進めてきており、環境団体による環境保全活動も活発になりつつあります。

取り組むべき課題

わが国においては、地球温暖化防止に向けてさまざまな取組が実施されていますが、2005(平成17)年度の温室効果ガス排出量は、1990(平成2)年と比較して8.1%(環境省速報値)増加し、京都議定書6におけるわが国の削減目標である6%の削減を達成するためにはさらなる取組が必要とされています。

- 1 温室効果ガス:大気中に排出されると温室効果によって地球温暖化をもたらすガス。二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素など。
- 2 地球温暖化:16ページ参照。
- 3 オゾン層:地球を取り巻く厚さ約20kmのオゾンを含む層で、生物に有害な紫外線の大部分はこの部分で吸収される。
- 4 環境ホルモン(外因性内分泌かく乱化学物質): 身近にある人工的に作られた化学物質(農薬類、塗料、洗剤等に含まれる)のなかで、人体の内部に取り込まれ、内分泌物質(ホルモン)に似たような働きをし、生殖異常などさまざまな障がいを引き起こすもの。
- 5 八幡市環境基本計画:市民、事業者、行政がそれぞれの立場で地球環境への負荷を低減し、自然や生物と共生する「人にやさしい 環境にやさしいまち」を築いていくため、本市の環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な方針を示した計画。
- 6 京都議定書:1997(平成9)年12月、京都で開催された第3回気候変動枠組み条約締約国会議(COP3地球温暖化防止京都会議)において採択された国際的な取決め。二酸化炭素など6種の温室効果ガスを対象とし、2008(平成20)年から2012(平成24)年までの間に先進国全体で1990(平成2)年比5%以上(日本は6%以上)削減することを目標に、各国ごとの法的拘束力のある数値目標が定められた。

本市においては、「八幡市環境マネジメントシステム⁷」の運用を開始し、市の事務事業から排出する温室効果ガスの削減を目標の一つに掲げ各種の取組を進めてきましたが、今後は市民、事業者、行政の一層の協働⁸による取組の強化を図る必要があります。また、動植物の生息環境を保全するとともに、市民の自然環境保全意識の高揚が大切です。

自然環境の保全とあわせて市民が快適な生活を送ることができるよう、まちの活性化に向けて開発を進めていく地域、自然環境を保全していく地域など、明確な土地利用の区分を行うことが重要です。

基本方向

自然環境の保全や省エネルギーなど、市民一人ひとりの、また、個々の事業所の環境 配慮の取組が地球環境の保全につながっており、だれもがごく当たり前のこととしてそ のような取組を実行することが環境への負荷を小さくします。

自然の有り難さ、自然の大切さを、今を生きる私たちの責任として、未来の子どもたちへ引き継ぐよう、自然環境の保全や環境配慮に対する市民の意識の高揚に努めるとともに、市民、事業者、行政が一体となった取組を推進します。また、学校や市街地におけるビオトープ⁹の整備とそのネットワーク化により、動植物の生息環境の保全に努めます。

市民が快適な生活を送ることができるように、明確な土地利用の区分を行うとともに、自然環境との共生をめざした都市基盤の整備を進めます。

施策体系

自然環境との共生をめざした都市 基盤の整備 (1)自然との調和の推進 (2)自然環境・自然エネルギーの活用の 促進 (1)省エネ商品の普及・啓発 (2)「環境マネジメントシステム」の認 証取得の支援 (3)省エネ学習の推進 (4)間接エネルギー消費を削減するため の取組の推進 (1)自然環境の保全

⁷ 八幡市環境マネジメントシステム:全国でもめずらしい市民参加型の環境に関する計画や目標を構築したシステムであり、 継続的にシステムを改善していく仕組みとなっている。2003(平成15)年4月から運用開始。

⁸ 協働:2ページ参照。

⁹ ビオトープ:ドイツ語で「野生生物の生息空間(場所)」を意味する。生物が共有できる生態系をもった場所。

取組の内容

1. 自然環境との共生をめざした都市基盤の整備

(1)自然との調和の推進

自然と調和のとれた環境形成の推進

(2) 自然環境・自然エネルギー10の活用の促進

太陽光発電の推進

自然を取り入れた交流空間の整備と災害時の防災空間としての活用 農業用水としての活用など地下水の保全・活用 防火水槽用水としての活用など雨水の活用

2. 省エネルギーの推進

(1)省エネ商品の普及・啓発

小売店への省エネラベル等の普及・啓発

(2)「環境マネジメントシステム」の認証取得の支援 重点取組

事業所における認証取得の支援 研修会や認証取得事業所による交流会等の実施

(3)省エネ学習の推進

環境団体や学校等と連携し、地球温暖化問題等の学習会の実施

(4)間接エネルギー消費を削減するための取組の推進

省エネ建築物の推進

環境配慮型の交通体系の研究

地産地消11の仕組みづくり

3. 自然環境の保全

(1)自然環境の保全 重点取組

男山や寺社林など豊かな自然環境・緑地空間の保全 ホタルが生息できるような自然環境の再生 ビオトープの整備とビオトープ・ネットワークの形成 空地の適正な管理の促進

¹⁰ 自然エネルギー: 化石燃料や核熱(石炭、石油、原子力など)のように有限でかつ自然破壊や汚染の原因となるエネルギー以外のエネルギー。太陽熱、風力、水力、地熱など。

¹¹ 地産地消:16ページ参照。

■市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	自然の大切さを認識し、自然との調和を推進
	省エネ住宅やリフォームの推進
	動植物の生態系の保全
NPO	市民・事業者への啓発及び支援
事業者	環境配慮型の事業活動のための「環境マネジメントシステム」の認証取得・運用
	省エネ・省資源化の推進
	グリーン電力制度 ¹² への参加
	省エネ効果を説明できる店員の育成



環境に配慮して市内公立保育園・幼稚園で実施されたゴーヤカーテン



男山と市街地(市庁舎屋上から)

¹² グリーン電力制度:消費者、企業、電力会社等の自発的な取組により、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーの発電コストを低減させて長期的な普及に寄与することをめざす制度。制度の趣旨に賛同する消費者や企業、そして電力会社が寄附を行い、集まった基金から自然エネルギー施設へ助成を行う。

第2節

生活環境

せいかつかんきょう

重点取組

環境教育や学習、環境保全活動の推進

幅広い年齢層の市民を対象とした、多様な環境教育や環境学習を実施するとと もに、市民による環境保全活動への支援を行います。

美しいまちづくりの推進

「八幡市美しいまちづくりに関する条例」を運用し、快適な生活環境を確保し、生活環境の美化を推進します。

現状と課題

現状

今日の環境問題は、資源やエネルギーの大量消費による環境負荷¹³の増大が原因となっています。大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とした社会経済活動により、私たちの日常生活そのものが環境への負荷を増大させ、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模で環境を脅かし、自らの生活基盤を危うくしています。

本市においても開発等に伴う大気汚染や騒音など、自然環境のみならず市民の生活環境に与える影響が懸念されます。また、マナーの低下による生活環境の悪化を指摘する 声も多くなってきています。

取り組むべき課題

生産や流通に携わる企業から市民一人ひとりに至るまで、環境問題やリサイクルの意識を高めて、ごみの減量化や再資源化を進め、省エネ及び省資源により環境負荷の低減を図ることにより循環型社会を実現し、健康で快適な生活環境を築いていくことが重要です。

私たち一人ひとりがライフスタイル¹⁴を見直し、環境を重視した取組を進め、良好な 環境を将来の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で、「人 にやさしい 環境にやさしいまち」の実現を図る取組を進めることが必要です。

基本方向

環境問題は、地球規模で考え、足元から行動しなければならないと言われています。市民、事業者、行政の全てが、家庭生活や事業活動のなかで当然のこととして環境に配慮した暮らし、環境に配慮した事業活動ができるよう環境教育を行うとともに、NPO¹⁵や事業者の活動を支援します。

また、大気や水の汚染、生活環境を損なう行為等の公害について、だれもが快適な生活が送れるよう、その防止に努めます。

¹³ 環境負荷:22ページ参照。

¹⁴ ライフスタイル: 36ページ参照。

¹⁵ NPO: 2ページ参照。

施策体系

生活環境

1 環境にやさしい市民、事業者の育成

- (1)環境教育や学習、環境保全活動の推進
- (2)事業者の環境保全活動への支援
- (3)環境関連団体との連携・支援
- (4)環境保全に係る情報提供の推進
- (5)美しいまちづくりの推進
- 2 公害防止活動の推進
- (1)大気汚染の防止
- (2)水質汚濁の防止
- (3)騒音・振動の低減
- (4) 不法投棄の防止
- (5)野外焼却行為の禁止
- (6)低公害車の導入

取組の内容

1. 環境にやさしい市民、事業者の育成

(1)環境教育や学習、環境保全活動の推進 重点取組

幼児から高齢者まで幅広い市民を対象とした、多様な環境教育や環境学習 の実施

市民による環境保全活動への支援

(2)事業者の環境保全活動への支援

環境に関する情報提供等による、事業者の自主的な活動の促進

(3)環境関連団体との連携・支援

地域に根ざした環境団体の育成と活動支援

(4)環境保全に係る情報提供の推進

広報紙やリーフレット、ホームページ等による市民への情報提供の推進

(5)美しいまちづくりの推進 重点取組

空き缶・タバコ等のポイ捨てや犬の糞の放置等がない、「八幡市美しいまちづくりに関する条例¹⁶」の運用

動物の適正飼養や雑草の除去など生活環境美化の推進

2. 公害防止活動の推進

(1)大気汚染の防止

大気質調査の定期的な実施

(2)水質汚濁の防止

廃油等の流出に対する監視・指導の強化

¹⁶ 八幡市美しいまちづくりに関する条例:安全で清潔な生活環境を守る基本的なルールとして、歩行喫煙の抑制、空き缶等のポイ捨てや犬の糞の放置禁止、ルールを守らない場合の罰則等を規定した条例。2006(平成18)年3月制定(同年10月施行)。

(3)騒音・振動の低減

騒音・振動発生源の防止活動の促進・指導

(4) 不法投棄の防止

監視体制の強化

(5)野外焼却行為の禁止

監視体制の強化

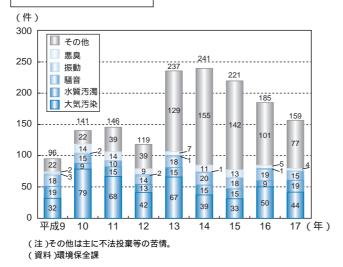
(6)低公害車の導入

公用車や塵芥収集車の低公害車導入の推進 天然ガス車の導入の検討

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	環境にやさしいエコ商品の使用
	家庭生活における環境配慮
	環境家計簿 ¹⁷ 導入による消費実態の把握
NPO	市民・事業者の取組への応援
	環境配慮行動の促進、市民参加の呼びかけ
事業者	事業活動における公害防止の徹底
	環境リスクに関する情報提供
	不法投棄行為の禁止
	野外での不適正な燃焼行為の禁止

公害苦情件数の推移





収集車の「美しいまちづくりに関する条例」啓発看板

¹⁷ 環境家計簿:家庭生活において環境に負荷を与える行動等を記録し、点数化する等の方法を用いて、家計簿による家計の収支計算のように記録するもの。

第3節

循環型社会

じゅんかんがたしゃかい

重点取組

発生抑制と再利用の推進

ごみの発生抑制と再利用を推進するため、地域懇談会等の開催や買物袋持参運動を促進するとともに事業系ごみの動向の把握と指導を行い、ごみの減量化を推進します。また、ごみの有料化についても検討を行います。

リサイクルの推進

資源物の回収を促進するとともに、環境学習の拠点となるリサイクルセンターの設置を進めます。

現状と課題

現状

環境の保全を図り、だれもが快適な生活を送るためには、製品等が廃棄物となることを抑制するとともに、循環資源¹⁸となった場合には適正に循環的な利用を図る必要があります。また、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分を行うことによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会、すなわち循環型社会の構築が必要であり、2000(平成 12)年に「循環型社会形成推進基本法¹⁹」が制定されました。

この時期、本市の人口は横ばい傾向にありましたが、ごみの排出量は増加傾向が続きました。こうしたことから、ごみと資源物との分別収集はもとより、古紙やダンボール等の資源物の回収活動を行った団体への助成や大型ごみの無料収集廃止、ごみ袋の透明化を実施し、ごみの量は減少を続けています。

取り組むべき課題

循環型社会を形成するには、「循環型社会形成推進基本法」の理念に基づき、リデュース(発生抑制) リユース(再利用) リサイクル(再生利用)の3Rの推進が重要です。このため、市民及び事業者のより一層の取組が必要であり、自治会をはじめとする各種団体や事業者との協働した啓発活動を推進していくことが必要です。

また、ごみの効率的な収集に向けたごみ集積場の定点化など、環境に配慮した収集システムの確立が不可欠となります。

基本方向

循環型社会の形成に向けて、リデュース、リユース、リサイクルの 3 Rを推進し、ご みの減量化を図ります。

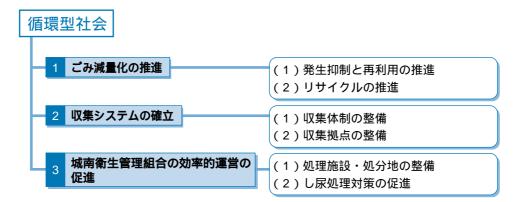
¹⁸ 循環資源:事業者が発生させた廃棄物のうち、他の事業者が原材料等として利用できるもの、またはその可能性のあるもの

¹⁹ 循環型社会形成推進基本法:12ページ参照。

そのため、買物袋の持参など市民の取組を促進するとともに、産業廃棄物²⁰を含む事業系ごみの動向を把握し、不法投棄等が行われないよう指導に努めます。また、市民の環境学習等の拠点整備を進めます。

ごみの収集では、十分な市民合意のもと、市民サービスを低下させることなく環境に 配慮した効率的な収集システムの確立をめざします。

施策体系



取組の内容

1. ごみ減量化の推進

(1)発生抑制と再利用の推進 重点取組

地域懇談会や情報交換会の開催

ごみの有料化の検討

買物袋持参運動の促進

産業廃棄物を含む事業系ごみの動向の把握と指導

(2)リサイクルの推進 重点取組

資源物回収の促進

3 R推進の拠点となるリサイクルセンターの設置

2. 収集システムの確立

(1) 収集体制の整備

分別収集の推進

大型ごみの有料収集

廃食油の回収の推進

民間委託の推進

(2)収集拠点の整備

定点収集の推進

資源物回収拠点の増設

²⁰ 産業廃棄物:主に工場など事業所が出す廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃え殻、汚泥、 廃油、廃プラスチックなど6種と、同法施行令で規定された鉱さい、建設廃材、畜産農業に関わる動物の死体や糞尿など 13種をさす。

3. 城南衛生管理組合21の効率的運営の促進

(1)処理施設・処分地の整備

適切な維持管理の促進

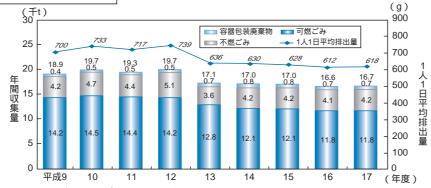
(2) し尿処理対策の促進

処理量の減少に対応した効率的な運営の促進 沢清掃工場の跡地利用の検討

市民・NPO・事業者に期待される取組

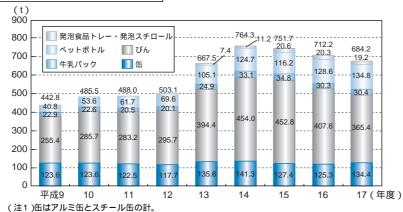
	ごみ減量化やリサイクルの推進への理解と協力
市民	買物袋の持参
	ごみの定点収集への理解と協力
NPO	3 R活動の推進
事業者	事業系一般廃棄物の減量化への理解と協力
	ごみの適正排出への理解と協力

ごみの処理の状況



- (注1)不燃ごみには、スプレー缶・土砂等が含まれる。
- (注2)四捨五入の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。
- (資料)環境事務所「一般廃棄物処理実績書」

リサイクル資源の回収状況





資源物回収拠点(志水公民館)

- (注3)四捨五入の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。
- (資料)環境事務所
- 21 城南衛生管理組合:字治市・城陽市・八幡市・久御山町・井手町・字治田原町の3市3町で構成する一部事務組合。ごみ処理やし尿処理など、広域行政による効率的な事業を進めている。





けいかん

重点取組

親水事業の促進

木津川、宇治川、桂川等の水辺に恵まれた地形を活かした水辺景観の保全と親 水空間づくりを推進します。

自然景観・歴史的景観の保全

本市のシンボルである男山の自然景観や東高野街道、松花堂、流れ橋等を活かした歴史的な景観の保全を図ります。

現状と課題

現状

これまでのまちづくりにおいては、ともすれば経済性や効率性、機能性が重視され、 美しさへの配慮が不足していた面がありました。また、経済活動により身近な景観が阻 害され変化しています。こうしたなか、2004(平成16)年の「景観法²²」の成立に示 されるように、国民的な課題として景観に対する意識が高まっており、良好な景観を形 成することは快適な生活環境の創造及び健全な地域経済や地域社会の形成につながりま す。

本市は、男山や三川合流部等に代表される緑や水といった豊かな自然に恵まれ、石清水八幡宮や松花堂庭園、流れ橋など多くの貴重な歴史・文化資源を有しています。近年、 広域幹線道路の整備や土地区画整理事業²³による都市基盤整備等に伴い都市化が進展し、 市域の様相は大きく変化してきています。

取り組むべき課題

市民一人ひとりが景観に対して関心をもち、自立的な取組が推進され、蓄積されるよう、また、意識の醸成とともに価値観の共有が図られるよう、京都府や近隣市町と連携した支援体制をつくる必要があります。

また、市民の快適な生活環境を確保するよう、良好な市街地景観を形成するとともに、自然を活かした事業の実施や環境配慮を行うことも重要です。

基本方向

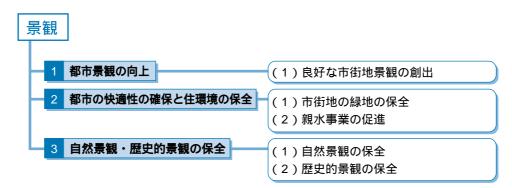
良好な景観は、地域の自然・歴史・文化等と人々の生活や経済活動等との調和により 形成されるもので、地域固有の特性と密接に関連するものです。 また、観光その他の地 域間交流の促進に大きな役割を担っています。

²² 景観法:わが国で初めての景観に関する総合的な法律。美しい景観の意義や保全の必要性を明確にし、景観の維持・創出 のため、地方公共団体に一定の強制力をもたせていることが特徴。

²³ 土地区画整理事業:都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設・変更等に関する事業。

こうしたことから、先人が築いてきた豊かな歴史・文化を大切にし、自然と調和した 安全で快適なまちづくりを進めるためにも、良好な景観の整備及び保全並びに創出を図 ります。

施策体系



取組の内容

1. 都市景観の向上

(1)良好な市街地景観の創出

地区計画²⁴制度における市街地景観の規制・誘導 建築協定²⁵による市民主体のまちなみ形成への支援 京都府による景観計画との連携 景観協定²⁶による市民主体の景観の形成への支援 建築物等のデザイン誘導

屋外広告への助言・指導

電線の地中化の検討

優れた景観の顕彰

2. 都市の快適性の確保と住環境の保全

(1)市街地の緑地の保全

公共施設における緑地の確保 市街地の緑地の保全・推進

(2)親水事業の促進 重点取組

木津川、宇治川、桂川等の水辺に恵まれた地形を活かした水辺景観の保全 と親水²⁷空間づくりの推進

²⁴ 地区計画:都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため定める計画。

²⁵ 建築協定:一定区域において、土地所有者及び借地権利者等の全員の合意により、区域内の建築物の敷地、位置、構造、 用途、形態等に関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定め、締結される協定。

²⁶ 景観協定:建築物や工作物等の規模、位置、色彩及び緑化等について、市民等が自ら締結する協定。

²⁷ 親水:28ページ参照。

3. 自然景観・歴史的景観の保全

(1)自然景観の保全 重点取組

本市のシンボルである男山の自然景観の保全

(2)歴史的景観の保全 重点取組

東高野街道、松花堂、流れ橋等を活かした歴史的景観の保全

市民・NPO・事業者に期待される取組

+ -	庭木の植樹・緑化
市民	水辺空間の保全
NPO	都市景観づくり学習会の開催・参加呼びかけ
事業者	事業所への植樹等による緑化の推進
	建物のデザインや色彩など都市景観への配慮



自然と調和した住宅地(欽明台地区)



東高野街道(八幡城ノ内地区)